

第4期宮崎県医療費適正化計画の概要

計画策定の趣旨

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかし、急速な少子高齢化の進展等により医療を取り巻く様々な環境が変化している。このような中、今後も国民皆保険制度を堅持し続けていくためには、県民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要がある。

引き続き医療費の適正化に向けた取組を着実に推進していくため、令和5年度末に満了を迎える現計画を改定する。

【策定根拠】高齢者の医療の確保に関する法律 第9条

【計画期間】令和6年度から令和11年度までの6年間

第1章 計画の位置づけ

○ 計画の基本理念

- ① 県民の生活の質の維持及び向上を図るものであること。
 - ・ 今後の県民の健康と医療の在り方を展望し、良質かつ適切な医療の効率的な提供により、県民の生活の質の維持向上を目指すものとします。
- ② 今後の人口構成の変化に対応するものであること。
 - ・ 医療・介護の提供体制を支える医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高めていくため、限りある地域の社会資源を効果的・効率的に活用し、医療費適正化を図っていくものとします。
- ③ 目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること。
 - ・ 目標及び施策の達成状況等について、進捗状況を公表するとともに次期計画に反映させます。

○ 計画の策定の手続き及び公表

- ① 計画策定のための体制の整備
 - ・ 関係者の意見を反映させる場の設置
 - ・ 市町村、保険者、医療の担い手等との連携
- ② 他の計画との調和
 - ・ 「県民の健康の保持の推進」については「健康みやざき行動計画21」と、「医療の効率的な提供の推進」については、「県医療計画」、「県高齢者保健福祉計画」、県及び市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針である「県国民健康保険運営方針」との調和を図ります。

第2章 医療に要する費用等の状況

- 高齢化、医療費、県民の健康の保持を巡る状況、医療の効率的な提供を巡る状況 等
本県の国民医療費の状況（令和3年度）

総額	一人当たり
4,070億円	約38万4千円

・ 宮崎県の一人当たり医療費は、全国で高い方から17番目です。

第3章 計画の目標と取組

○ 県民の健康の保持の推進に関する目標

項目	現状	目標（令和11年度）	
特定健康診査の実施率	51.5%（令和3年度）	70.0%	
特定保健指導の実施率	26.5%（令和3年度）	45.0%	
平成20年度と比較したメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率）	16.48%（令和3年度）	25.0%	
喫煙率	男性（令和4年度）	24.0%	22.0%
	女性（令和4年度）	3.7%	3.2%
COPDの死亡率（人口10万人当たり）	18.3	14.7	

○ 医療の効率的な提供の推進に関する目標

項目	現状	目標（令和11年度）
後発医薬品の数量シェア	86.8%（令和4年度）	今後の政府目標を踏まえ検討
医薬品の適正使用	重複投薬の是正と多剤投与の適正化	

第4章 その他医療費適正化の推進のために必要と認める事項

- 県、保険者等、保険者協議会、医療の担い手等の取組事項
- 医療機関の適正受診
- 県民の医療費適正化に対する意識の向上

第5章 計画期間における医療に要する費用の見込み

医療費適正化による効果額（国からの算定ツールにより推計した数値）

項目	令和5年度	令和11年度	効果（①－②）
医療費適正化 前	4,236億円	4,715億円（①）	35億円
医療費適正化 後	4,204億円	4,680億円（②）	

第6章 計画の進行管理

- 計画のサイクル
- 進捗状況の公表等
- 暫定評価及び次期計画への反映
- 実績の評価